以下この号及び」に、「の」を「）を利用する内閣総理大臣又は同項の規定により匿名障害児福祉等関連情報の」に改め、同条第八号中「次条第八号」を「以下この号及び次条第九号」に、「）の」を「）を利用する厚生労働大臣又は同項の規定により匿名指定難病関連情報の」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「次条第七号」を「以下この号及び次条第八号」に、「）の」を「）を利用する内閣総理大臣若しくは厚生労働大臣又は同項の規定により匿名障害福祉等関連情報の」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「次条第六号」を「以下この号及び次条第七号」に、「）の」を「）を利用する厚生労働大臣又は同項の規定により匿名感染症関連情報の」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「次条第五号」を「以下この号及び次条第六号」に、「）の」を「）を利用する厚生労働大臣又は同項の規定により匿名介護保険等関連情報の」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一項の規定により匿名予防接種等関連情報（同項に規定する匿名予防接種等関連情報をいう。以下この号及び次条第五号において同じ。）を利用する厚生労働大臣又は同項の規定により匿名予防接種等関連情報の提供を受けることができる者

第八条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　匿名予防接種等関連情報

附　則

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十八号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条の十一第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の六第一項中「法第三十条の十一第一項の」を「同項の」に、「二万五千七百円」を「二万八千円」に、「第二項」を「次項」に改め、同条第二項第一号中「二万五千七百円」を「二万八千円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万千三百円」を「一万二千三百円」に改め、同条第三項中「三万七千円」を「四万三百円」に改め、同条第四項中「一万千三百円」を「一万二千三百円」に、「一万六千三百円」を「一万七千七百円」に、「三万七千円」を「四万三百円」に、「四万二千円」を「四万五千七百円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

府　令

○内閣府令第五十四号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十五条の六第二項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十八条の二十　［略］	**第二十八条の二十**　［同上］
2　令第十五条の六第二項第二号に規定する場合における同号に定める額は、四百九十円に特定子ども・子育て支援を受けた日数を乗じて得た額とする。	2　令第十五条の六第二項第二号に規定する場合における同号に定める額は、四百五十円に当該特定子ども・子育て支援を受けた日数を乗じて得た額とする。
3　令第十五条の六第二項第三号の内閣府令で定める量は、教育・保育が提供される一日当たりの時間が八時間（法第七条第十項第五号イ又はロに定める一日当たりの時間を含む。）、かつ、一年当たりの期間が二百日とする。	3　令第十五条の六第二項第三号の内閣府令で定める量は、当該教育・保育が提供される一日当たりの時間が八時間（法第七条第十項第五号イ又はロに定める一日当たりの時間を含む。）、かつ、一年当たりの期間が二百日とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。